

令和6年

第4回市議会定例会 報告第4号

専決処分の報告について

令和5年10月22日はこだてキッズプラザで発生した遊具用マットの隙間での転倒事故による損害賠償の額を令和6年11月11日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和6年12月2日提出

函館市長 大 泉 潤

1 損害賠償の額

80,870円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する幼児の法定代理人（親権者） 父および母